

議案第 26 号

三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町下水道条例（昭和59年9月三宅町条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年 3月 6日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町下水道条例の一部を改正する条例

三宅町下水道条例（昭和 5 9 年 9 月三宅町条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 2 条中「届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。」を削り、「ただし、雨水のみを排除しようとするときは、この限りでない。」と同条に次の 1 項を加える。
- 2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除しようとするとき、水道水以外の水を使用するための設備を変更しようとするときその他前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

三宅町下水道条例（新旧対照表）

改 正（案）	現 行
（使用開始等の届出） 第 22 条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする者は規則で定めるところによりあらかじめその旨を町長に届け出なければならない。<u>ただし、雨水のみを排除しようとするときは、この限りでない。</u> 2 <u>使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除しようとするとき、水道水以外の水を使用するための設備を変更しようとするときその他前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。</u>	（使用開始等の届出） 第 22 条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする者は規則で定めるところによりあらかじめその旨を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。